

■公共施設にAEDを設置しました■

このたび、北海道市町村振興協会から「自動体外式除細動器（AED）」5台の寄贈を受け、町内の公共施設に設置しました。

北海道市町村振興協会は、昭和54年に「市町村振興宝くじ（通称 サマージャンボ宝くじ）」の発売収益金を市町村振興事業や災害対策のために活用する機関として設置され、今年で設立30周年を迎えました。これを記念して、市町村にAED等を寄贈しているものです。

町では、これを受けて町内の公共的施設5箇所への設置申請を行い、このほど下記の施設に設置しました。



AED設置施設

【幌延町役場 1階町民ホール】 【問寒別出張所 1階エントランス】

【保健センター 集団検診室】 【老人福祉センター 集会娛樂室】

【特別養護老人ホームこざくら荘 ディルーム】

※教育関連施設など、上記以外の公共施設すでに設置されている施設もあります。

もめごとのある方はお気軽にご相談を

10月6日（火）無料調停相談会

稚内簡易裁判所管轄区域内の各種調停委員で組織されている稚内調停協会では、下記のとおり無料調停相談会を開催します。

金を貸したが返してくれない（金銭）、貸した土地や家を明け渡してくれない（土地・建物）、親子・夫婦の間がうまくいかない（家庭内の問題）、交通事故、戸籍上の問題等、このようなことで悩んだり困っている方は、この機会にお気軽にご相談ください。

とき 平成21年10月6日（火）

受付時間 10:00～15:00

ところ 稚内総合文化センター

（稚内市中央3丁目13番23号）

主催 稚内調停協会

※お問合せ先

稚内調停協会（稚内簡易裁判所内）

電話 0162-33-5289

9月10日は「下水道の日」

～下水道からのお知らせ～

下水道の日とは

1961年（昭和36年）、著しく遅れている我が国の下水道の全国的な普及（当時の普及率6%）を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、当時の下水道を所管していた建設省（現在の国土交通省）、厚生省（現在は環境省に所管変更）と日本下水道協会の前身団体が協議して「全国下水道促進デー」として始まりました。

また、9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割である「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである210日を過ぎた220日（立春から数えて）が適当であるとされたことによるものです。

それから約40年が経過し、日本における近代下水道の基である旧下水道法が制定された1900年（明治33年）から100年を迎える、その記念行事が行われたこと、また、2001年（平成13年）が21世紀のスタートの年にあたることなどから、近年の下水道に対する認識の高まりもあり、より親しみのある名称として「下水道の日」になったものです。

つないでいますか？下水道

公共下水道が整備され、供用開始の公示がされた地域では、「遅滞なく、下水を公共下水道に接続しなければならない（下水道法第10条）。」と定められています。水洗化にして快適な生活環境を作りましょう。

下水道への接続は「幌延町排水設備指定工事店」に依頼して下さい。

排水設備を大切に

排水設備は、使用上の注意を怠ると、故障を起こしたり設備の寿命を縮めたりします。日頃から管理には十分気をつけて大切に使いましょう。

▽雨水はつながない。 ▽排水口から異物を流さない。 ▽トイレの使用後は適量の水を流す。

故障したら・・・

トイレがつまつた場合は、市販の「ラバーカップ」を排水口のあたりで押したり引いたりして下さい。

たいていの場合は、これで解決します（右図参照）。

その他、家庭内の排水設備が故障したと思われる場合は、水洗化工事をした指定工事店等に修理を依頼して下さい。

また、排水設備等で何か不明な点がありましたら、気軽に下記までご相談下さい。



幌延町役場 経済課 管理グループ 電話 5-1116（内線252・267）